

関東総合通信局 平成27年度重点施策

《ICTで地域がいいき、ひろがる未来》

関東総合通信局は、情報通信分野の行政を担当し、関東地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び山梨県）を管轄する総務省の地方支分部局です。ICTの利活用による地域の活性化、電気通信事業や放送事業の監督、無線局の免許・検査、電波利用環境の保護等を通じ、地域住民の安心・安全な暮らしと、魅力ある地域づくりを目指しています。

平成27年度は「ICTで地域がいいき、ひろがる未来」をスローガンに掲げ、次の課題に取り組めます。

I 豊かな暮らしをつくる新たな地域づくりを促進

1 ICT利活用で地域の課題解決を促進

(1) 「まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略」への支援

「まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略」を策定しようとする自治体にICT分野における具体的な支援事業を紹介するとともに、地域の事業者等との連携を図れるよう支援します。

(2) 観光・防災等の情報収集の利便性を向上

観光による地域活性化に取り組む自治体に対し、地域での豊かなおもてなしサービスの充実など観光関連情報の受発信の利便性向上を図るため、「観光・防災Wi-Fiステーション事業」により支援します。

また、海外からの観光客の「言葉の壁」を取り除き、自由でグローバルなコミュニケーションを実現する多言語音声翻訳アプリの周知、実用化の推進を図ります。

(3) 自治体、NPOによる地域活性化を支援

自治体などが主体となって進めているICTを利活用した地域活性化への取組について「ICT地域マネージャー派遣事業」による人材の派遣やICT利活用推進セミナーの開催などにより支援します。

更に、関東ICT推進NPO連絡協議会と連携し、「ICT地域連携フォーラム」の開催などにより、地域が抱える課題の解決のための地域間の連携を支援します。

2 関係府省庁の地方機関等との連携の推進

各自治体が行う地域づくりを支援するために関東経済産業局、関東運輸局及び関東農政局等が推進する「絹のみち広域連携プロジェクト」などに積極的に連携するとともに、ICT分野の支援策の活用を働きかけます。

また、情報通信研究機構(NICT)をはじめとして国土地理院、情報サービス産業協会、放送事業者、及びシンクタンクなどとも連携を強め、地域振興等に係る各種の施策やプロジェクトに関連した協働に努めます。

3 ICT分野の研究開発を支援

地域に貢献し、その活性化を図るため、ICT分野における研究開発を提案する地域の大学、自治体及び企業等の研究機関を「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の地域ICT振興型研究開発プログラムにより支援します。

4 スマートフォン時代の安心・安全な利用環境の整備

スマートフォン等から簡単に繋がるインターネットを、より安心・安全に利用できるようにするため、関係する事業者、団体、PTA及び消費者団体等と連携し、特に高校生向けの「e-ネット安心講座」を通じて、情報リテラシー(情報を活用する能力)の向上に向けた周知・啓発を推進するとともに、生徒による学校におけるルールづくりや保護者との対話による家庭でのルールづくりなど、青少年が自ら考えていく機会や各地域における自立した取組みを働きかけていきます。

消費者生活センターなどに相談される事業者等と消費者とのトラブル解決と相談件数の減少を図るため、「関東電気通信消費者支援連絡会」の開催などを通じて相互の理解と連携を推進します。

Ⅱ 暮らしを便利にする電波利用の促進

1 交通機関を支える無線通信のデジタル化促進

首都圏における列車運行において、JR、各私鉄及び地下鉄との相互乗り入れや通勤時間帯の過密ダイヤなどに伴う列車運行の安全性への関心の高まりにより列車運行システムの高度化が望まれていることから、列車無線をこれまでの音声を中心とした通信から複数チャンネルによるデータ通信が可能なデジタル方式へ移行するよう支援します。

また、タクシーの配車にスマートフォンを活用して簡単、迅速な配車を実現するなど、利用者がより便利で安全なタクシーとするため、タクシー無線をインターネットなどとの親和性が高く、配車の効率化が図れるデジタル方式への移行を促進します。

2 船舶共通通信システム等の普及促進

小型船舶を対象とした船舶共通通信システムの普及により、危険回避や非常時の通信手段を確保し、海上における安心・安全な利用を促進するため、関係機関を通じた利用者への周知・啓発を行います。

3 携帯電話不感エリアの解消促進

山間地や高速道路等のトンネル内など、携帯電話の電波の届かない地域・エリアを解消するため、「携帯電話等エリア整備事業」及び「電波遮へい対策事業」などにより携帯電話基地局施設や電波中継設備などの整備を支援します。

4 電子申請の利用促進

無線局免許申請者等の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、無線局電子申請利用者等への周知・啓発を進めます。

Ⅲ 暮らしを守る防災・減災対策の促進

1 非常災害時における情報伝達手段の多様化の促進

今後予想される首都直下地震や台風・豪雨などの非常災害時における通信遮断を回避するため、消防・防災行政無線をはじめとする情報伝達手段の多様化及び多重化を促進します。

(1) 自治体の復興・防災対策の支援

公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備や情報通信基盤の整備を推進し、地域住民や帰宅困難者等が災害関連情報等を確実に入手できる情報通信環境を構築するために取り組んでいる自治体に対し、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」、「被災地域情報化推進事業」などにより支援します。

(2) 関係機関相互の連携の推進

消防団や地域ボランティア組織(アマチュア無線クラブ等)と自治体との連携強化を支援するとともに、タクシー無線など企業内で独立した移動無線ネットワークを持つ事業者に対し、災害時における無線の活用方法などの周知・啓発を進めます。

2 災害情報共有システム（Ｌアラート）の普及促進に向けた取組の強化

これまでも災害時に地域住民が必要な情報の入手に困らないよう、自治体等からの災害情報の発信手段を多様化する一つの手段として「災害情報共有システム（Ｌアラート）」の普及を図ってきましたが、より実用的なシステムとするために、さらに多くの自治体、放送事業者、ライフライン事業者等に参加を働きかけるとともに、デジタルサイネージなどの新たな情報提供サービス事業者との連携を促進します。

3 放送ネットワークの強じん化の支援

東日本大震災において、災害発生時や救援・復旧に必要な災害関連情報を地域住民に伝達する手段としてラジオ放送が有効であったことを踏まえ、難聴地域の改善や災害に強い放送ネットワークの構築に取り組む放送事業者に対し「民放ラジオ難聴解消支援事業」、「放送ネットワーク整備支援事業」などにより支援します。

4 防災関係機関との連携を強化

自治体が連携して開催する合同防災訓練等への参加の機会を活用し、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ無線、簡易無線局）や災害対策用移動電源車の無償貸与制度の周知を図ることとともに、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練等を通じて、防災関係機関との一層の連携強化を図ります。

IV 暮らしを支える電波の利用環境の保護

1 重要無線通信妨害の妨害源の排除

消防・救急無線や航空・海上保安無線など重要無線通信への妨害は、人命の救助や財産の保護など市民生活に重大な支障を与えることから、24時間365日体制による申告への対応を強化するとともに、近年増加傾向にある特異な障害等の事例を収集・分析し、さらに迅速な妨害源の排除に努めます。

また、無線機の操作ミスや設備の不適切な廃棄が原因となる妨害も発生していることから、これらの無線設備の使用者や点検事業者などに対し、それらの未然防止のための対策の徹底に向けて働きかけます。

2 不法無線の取締り及び未然防止対策の強化

インターネット等で容易に購入できる外国規格の不法な無線設備が原因となる妨害が増えていることから、その取締りを強化します。

また、技術基準に適合していない無線設備が市場に多数流通していることから、これらの無線設備を測定して結果を公表するなど、一般消費者が誤って購入することがないように、未然防止対策を強化します。

3 宇宙電波監視及び短波帯電波監視の充実

(1) 宇宙電波監視

我が国を含む各国が打ち上げた衛星の著しい増加に伴い衛星回線への混信も増加傾向にあり、その迅速な原因排除が喫緊の課題になっています。この課題への対処のためには、国際的な連携と協力が不可欠であるため、国際電気通信連合（ＩＴＵ）に指定された我が国唯一の国際監視局である「三浦電波監視センター」が外国主管庁との電波監視政策、監視技術等の情報共有及び意見交換などの活動を通じて国際連携及び相互協力体制の確立を図ります。

また、衛星の軌道位置及び発射電波の測定分析や混信原因調査の実施等を通じ、迅速な混信排除に向けた対策を強化します。

(2) 短波帯監視

海を越えて伝わる短波帯においても混信問題の解決には、国際連携・協力が不可欠なため、「三浦電波監視センター」が各国の国際監視局等との相互協力体制の確立を図ります。

また、国際電気通信連合（ITU）等からの要請に基づく、他の無線局への混信源である無線局の特性、識別などに関する調査への迅速な対応に努めるとともに、国際放送、ふるさとの風（政府広報）等が発射する電波の監視や発射状況調査などの充実を図ります。

4 電波利用のルール及び電波の安全性の周知の推進

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」及び「受信環境クリーン月間」を中心に電波利用ルールの周知に努めるとともに、電波が健康に与える影響を懸念する声が高くなっていることに対応し、その安全性に関する説明会を実施するなど、電波の安全性への理解を広げるための周知を進めます。